

## 「愛媛 八幡浜の美味しい魚取扱店」認証要綱

### 第1 目的

「愛媛 八幡浜の美味しい魚取扱店」(以下「認証店」という。)を認証することにより、八幡浜市魚介類の流通促進と消費拡大を図るとともに、「八幡浜の地魚」の認知度の向上を目的とする。

### 第2 「愛媛 八幡浜の美味しい魚」の定義

この要綱でいう「愛媛 八幡浜の美味しい魚」とは、八幡浜市内の漁港または八幡浜市水産物地方卸売市場で水揚げされた魚介類をいう。

2 水産加工品にあつては、前項の魚介類を主原料とし、加工された製品をいう。

### 第3 認証基準

認証店は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本制度の趣旨に賛同し、「愛媛 八幡浜の美味しい魚」を可能な限り広く取り扱っていただけること。
- (2) 「愛媛 八幡浜の美味しい魚」を年間通じて取り扱っていただけること。
- (3) 市内の漁業者または仲買人の推薦があること。

### 第4 認証の対象

料飲店、鮮魚販売店及び水産加工品販売店を営み認証基準を満たす店舗とする。なお、複数の店舗を有する場合にあつては、原則として各個別の店舗を対象とする。

### 第5 認証の申請

「愛媛 八幡浜の美味しい魚取扱店」の認証を受けようとする店舗の代表者は、「愛媛 八幡浜の美味しい魚取扱店認証申請書」(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を協議会に提出するものとする。

2 申請は随時受け付けるものとする。

### 第6 認証の決定

第5項1号による申請があつた場合には、八幡浜市魚食普及推進協議会で審査する。

2 認証基準に適合すると認めるときは、八幡浜市魚食普及推進協議会会長はこれを認証し、店舗に対し認定証及びペナントを交付するものとする。

3 登録料は、無料とする。

### 第7 認定証及びペナントの掲示

認証店では、お客様の見やすい個所に認定証及びペナントを掲示いただきたいこと。

### 第8 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証した日から起算して2年間を経過した年度末までとする。

### 第9 認証の更新

認証店が、認証期間終了後引き続き認証を受けようとする場合は、認証期間満了前に申請書を提出し、審査を受けるものとする。

2 前項の規定により更新される認証期間は、当該認証期間の終了する日の翌日から起算して2年間とする。

3 更新料は無料とする。

4 更新後の認証番号は、更新前と同じ番号を用いるものとする。

#### 第10 認証店の責務

認証店は、この要綱を遵守しなければならない。

2 認証店は、認定証の使用により問題が生じた場合は、その責任においてこれを解決するものとする。

3 認証店は、可能な限り「愛媛 八幡浜の美味しい魚」の消費拡大やPRにご尽力いただきたいこと。

#### 第11 認証の取り消し

魚食普及推進協議会会長は、認証店が次のいずれかに該当するときは、協議会の審査を経て認証を取り消すことができる。

(1) 認証店が、認証基準に適合しなくなったと認められるとき。

(2) 認証店から認証の取り消しの要望があったとき。

(3) その他認証を取り消すべく重大な事由が生じたとき。

2 前項の規程により、認証店でなくなった場合は、認定証及びペナントを返還するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

改正後の第8条の規定は、平成25年3月1日以降に申請又は更新のあったものから施行する。